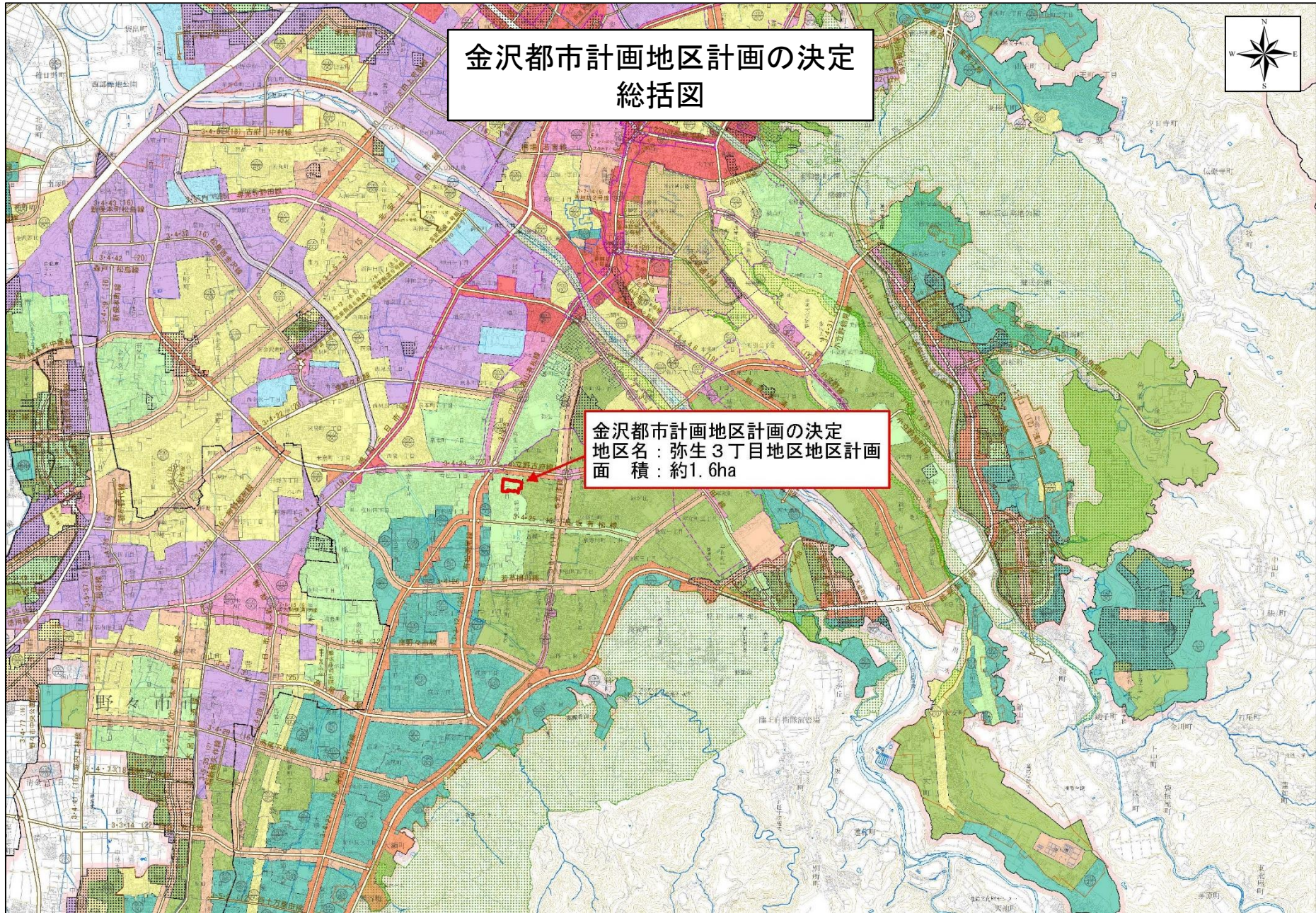
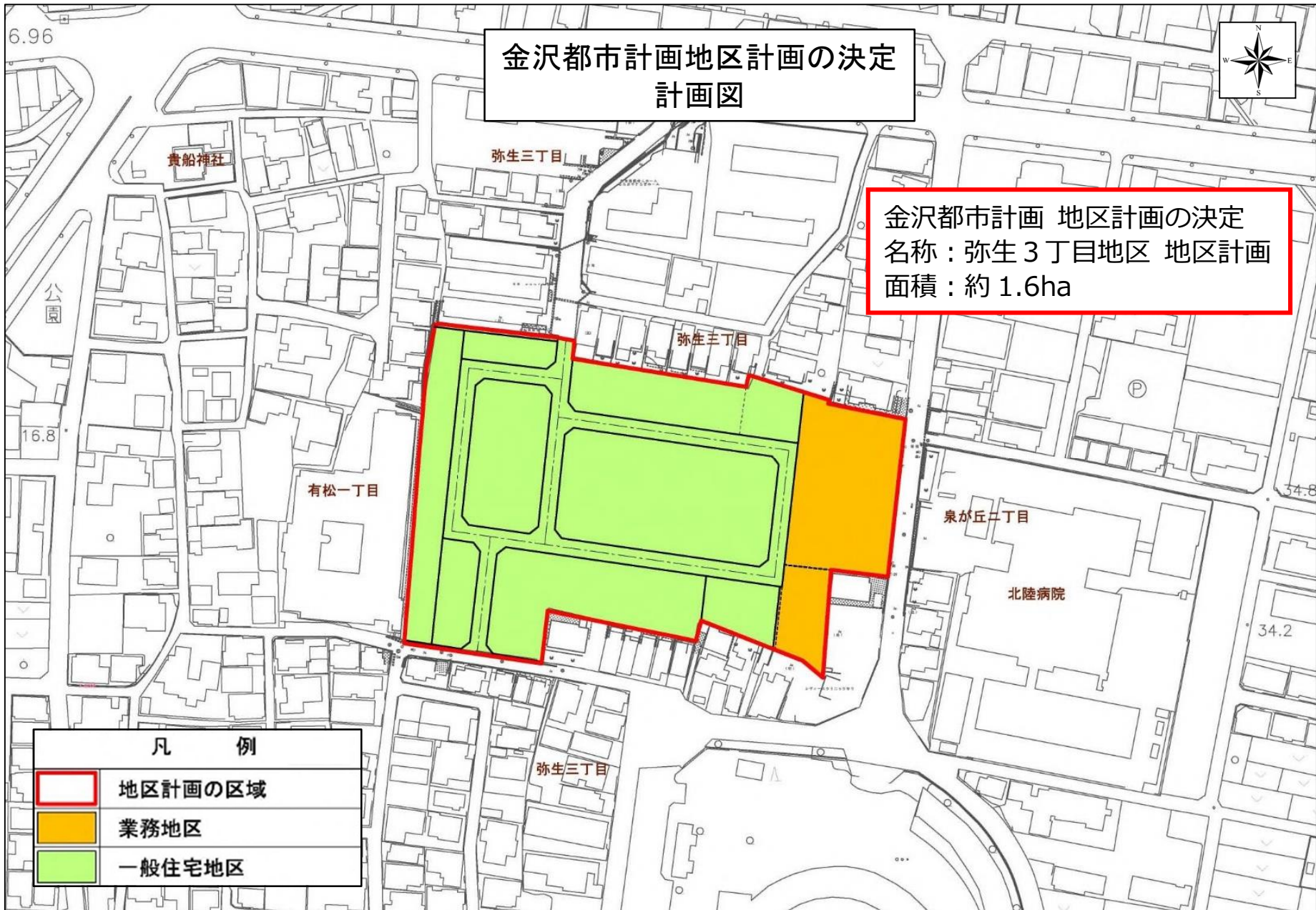


金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）





金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

議案第 4 2 5 号

弥生 3 丁目地区計画を次のように決定する。

名	称	弥生 3 丁目地区 地区計画			
位	置	金沢市弥生 3 丁目の一部			
面	積	約 1.6 ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市中心部から南に約 2.5km の城南地域に位置し、周辺には住宅地が形成され、医療・福祉施設や金沢南総合運動公園が立地している。また、公共交通の重要路線が隣接しており、生活の利便性が高い地区である。</p> <p>本地区計画は、好立地条件を活かして業務施設の立地と低層住宅を中心とした土地利用を誘導し、まちなみ景観に配慮した住環境を創出することで、快適かつ魅力的な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>周辺の住環境と調和のとれた住宅市街地の形成を図るため、本地区を 2 つの地区に区分し、適正な土地利用を図る。</p>			
	建築物等の針	業務地区	一般住宅地区		
	建築物等の針	<p>医療施設や金沢南総合運動公園に隣接する地区として、まちなみ景観に配慮した業務地区の形成を図る。</p>	<p>既存住宅地と調和した、緑豊かでゆとりと落ち着いたある閑静な住宅地の形成を図る。</p>		
地区計画整備	建築物等	地区の区分	名称	業務地区	一般住宅地区
			面積	約 0.3ha	約 1.3ha

		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。
			○神社、寺院、教会その他これらに類するもの ○葬儀場 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物
			— ○公衆浴場 ○危険物（消防法別表第1第4類の項の品名欄に掲げる物品（同項の性質欄に掲げる性状を有するものに限る。）で、同法第9条の4第1項に規定する指定数量の1/5未満のものを除く。）の貯蔵又は処理に供するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	150㎡
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、水路、管理用通路若しくは調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8mとする。 2 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分をいう。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、周囲の景観と調和したものとする。 2 建築物の屋根の色は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑、濃紺等を基調とした落ち着いた色調とし、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。
垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次に該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5m以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5m以下のものに限る。）		

「区域は計画図表示のとおり」

理由

開発事業により整備がなされた本地区において、周囲の環境と調和した良好な市街地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。

別表

外壁

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
白	N	9以上	—
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
		3, 7～8	4以下
	2.5Y、5Y	3～8	4以下
	7.5Y、10Y	3～8	2以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

屋根

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3以下	—
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	—
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下
濃緑	2.5G	3以下	2以下
濃紺	2.5B	3以下	2以下